

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っっていることはありませんか？市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口 ※相談日が祝日はお休みです。 **相談日** 10月8日～11月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	10月26日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎511-8800)	
人権相談	10月25日(火) 13:30～15:30	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	10月24日(月)・26日(水)、11月2日(水)・7日(月) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)	
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	10月15日(土)、11月1日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	10月21日(金) 13:30～15:30	市役所 (市民公益活動支援コーナー)	
	11月5日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	10月15日(土)、11月5日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までに申し込みください。
健康・生活相談	10月17日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑤

■詐欺の手口が巧妙になり、悪質化しています

実在する企業を装って電話で勧誘するケースが多く寄せられています。

「北本市に近く老人ホームが建設される計画があり、市民の方が優先的に入居できるようになっている。老人ホームに入居する予定がないのであれば、あなた名義で入居権を申し込みたい。あなたは費用を負担することもないし、あなたに迷惑はかけない」との話が数か月前にあった。話がおかしかったので、さっぱりと断って電話を切ったが、数日前に再度同じ会社から電話があり、今度はあなたが申し込んだ記録があると言われた。申込みを承諾した覚えはなかったため、再度さっぱり断ったが、購入者リストにあなたの名前が載っているため、これから詳しい説明のために来訪すると一方的に伝えられたため、警察に相談すると言って電話を切ったが、本当に業者が訪ねて来たらどうしたらよいか、との相談がありました。

数年前から老人ホームの入居権にかかわる権利を譲ってほしいと持ち掛けてくるケースが目立っています。親切心をおおって譲渡に応じると、申込者と違う名義でお金が振り込まれた。あなたが行ったことは違法だなどと言って、金銭を要求してくることもあります。

また、「名簿にあなたの名前が記載されている」「あなたの個人情報漏えいしている」等の話があり、削除してあげると勧められ、名簿から削除するためには〇〇万円の費用が必要だとして金銭を請求されるケースもあります。

おかしいと思ったら電話をすぐに切りましょう。取引のない企業から突然、電話がかかってくることはありません。勧誘の電話が頻繁にかかってくる場合は、常時、留守番電話に設定しておき、相手を確認してから電話に出ることをお勧めします。

お困りのときは、北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00



防犯情報配信中

北本メールサービスをご利用ください。
登録は右のQRコードから! ➡



還付金等詐欺にあわないために

振り込め詐欺の手口の一つに「還付金等詐欺」があります。1月～6月までに県内では、92件(被害総額約1億2,100万円)発生し、前年同期比+7件、被害額も約2,500万円増加しています。市内でも1件、約50万円の被害がありました。全国的にも、被害が年々増加しています。

～還付金等詐欺手口の一例～

- 犯人は、市役所の職員を名乗り被害者に電話をかけます。
- ☎「医療費の過払いがあるので、還付します」
※その際、以前に青い封筒を送ったが、返信がないので連絡した等、突然電話をした訳ではないと思わせ、被害者を信用させます。
- ☎「還付手続きは、今日までになっております」
※期限が迫っていることを強調し、被害者の冷静さを失わせます。
- ☎「銀行は混んでいるので、携帯電話を持って○
○スーパーのATMに行ってください。操作方法をお知らせするのでATMについたら、××

-××××番に電話をお願いします」

- ※犯人はあらかじめ、被害者宅周辺のATMを調べ、無人ATMを指定し手続きするよう促します。
- 被害者がATMから電話をかけると次のような指示があります。
- ☎「誤操作すると還付できないので、私の説明どおりボタンを押してください。まず、画面の『残高照会』を押し、数字を右側から読んでください」
※数字を右側から読むことにより、犯人に残高を伝えていることに気が付きません。
- ☎「『お振込』のボタンを押してください」
※冷静であれば、「お振込」は、相手側に送金すると気付きます。しかし、矢継ぎ早に指示され、振込み金額を「取扱番号」等と言われ、疑いを持たなくなり、指示どおり操作を続けると犯人にお金を振り込んでしまいます。
- 医療費等の還付金をATMで手続きすることはありません。
- 「携帯を持ってATMへ」は詐欺です。
- 不審な電話があったら、まず、家族や警察に相談してください。

市民ギャラリー

日曜水絵クラブ

「夏野菜」
渡辺 とみ子さん

「夏山の思い出」
玉村 敏子さん

「御柱の川越し」(諏訪大社)
諏訪 幸男さん

「奇岩」(妙義山)
矢島 則夫さん

わらしべ俳句会

一刷毛の雲高く置き水の秋
秋扇はたりとちて膝の前
カミキリの逆さ見かねて手助けす
しみも皺も生きし勲章秋の空
騎馬少女ひと鞭楽し罎雲
金婚の夫婦の借景小春風

長谷川 清子
松本 正英
森田 純子
渡辺 芳子
新井 知子
伊藤 和子

アズマフォトクラブ